

犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり 各種防犯指針 各論(一部抜粋)

平成29年度
改定版

犯罪のない みやぎ安全・安心まちづくり 各種防犯指針

児童等の安全の確保のための指針

- 学校の安全対策 不審者の侵入防止対策や地域住民との連携を行う。
- 通学路の安全対策 危険な場所を把握・周知し、登下校時の見守り活動を行う。
- 被害防止教育の推進 子ども自身の防犯力を高める教育や訓練を行う。

道路等に関する指針

- 道路・公園・駐車場等 必要な照度を確保するとともに、見通しをよくする。
- その他 子ども110番の家等非常時の避難場所や通報場所を確保する。

住宅等に関する指針

- 共同住宅 共用部分：管理人の設置や防犯カメラ等で防犯力を高める。
専用部分：鍵やインターホンの機能を高め、防犯力を高める。
- 一戸建て住宅 住戸部分：防犯性の高い鍵や窓ガラスにする。
敷地内：見通しのよい柵にする(2階への侵入経路にならないよう注意)。

深夜商業施設等に関する指針

- 設備(ハード) 特にATMやカウンター等現金がある場所に留意し、防犯力を高める。
- 人(ソフト) 安全対策の責任者を置き、定期的な巡回や従業員への防犯指導を行う。

大規模小売店舗等に関する指針

- 設備(ハード) 特にATMやカウンター等現金がある場所に留意し、防犯力を高める。
- 人(ソフト) 安全対策の責任者を置き、定期的な巡回や従業員への防犯指導を行う。

社会福祉施設等に関する指針

- 設備(ハード) 利用者の安全を守るための防犯設備を整備する。
- 人(ソフト) 防犯マニュアルの整備や防犯訓練の実施等、防犯意識を高める。

「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針」(以下「防犯指針」という。)は、「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例」に基づき、安全・安心まちづくりを進めるための具体的な指針として、平成19年3月に策定されました。

防犯指針の策定から10年以上が経過し、社会情勢も変化していることから、県で平成28年度に策定した「安全・安心まちづくり基本計画(第3期)」及び「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を踏まえ、この度、防犯指針を改定しました。

防犯指針は、基本的な5つの考えのもと、6つの指針から構成されています。

基本的な5つの考え方

- 1 照度・見通しの確保
- 2 犯罪被害対象への犯罪企図者の接近の防止
- 3 犯罪被害対象の防犯能力の向上
- 4 地域住民等の連携の強化
- 5 防犯設備の効果的な活用

児童等の安全の確保のための指針

道路等に関する指針

住宅等に関する指針

深夜商業施設等に関する指針

大規模小売店舗等に関する指針

社会福祉施設等に関する指針

改定のポイント

1 新たに2つの指針を追加

- (1)大規模小売店舗等に関する指針
平成19年の策定時から、宮城県内にも大規模小売店舗等が増加したことから新たに追加しました。
- (2)社会福祉施設等に関する指針
平成28年7月に発生しました、神奈川県相模原市の社会福祉施設において多数の入所者が殺傷される事件を受けて、新たに追加しました。

2 防犯カメラに関する記載を追加・修正

防犯カメラの持つ犯罪の抑止効果に対する期待が高まっていることから、防犯カメラのガイドラインを踏まえた内容全体を通して、追加しました。

3 各指針ごとの「チェック票」を作成

施設の管理者や県民の皆様が、自ら防犯体制上、注意すべき点を確認できるよう、各指針ごとに具体的な確認項目をまとめたチェック表を作成しました。



具体的な内容については、
下記HPでご確認ください。

宮城県環境生活部共同参画社会推進課
安全・安心まちづくり推進班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

TEL: 022-211-2567 FAX: 022-211-2392

H P: <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kyosha/ankenplan.html>

(平成30年3月発行)

宮城 防犯指針 検索

(「チェック票」も確認できます)

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kyosha/bouhanshishin.html>



様々な場所・シチュエーションにおいて、犯罪から身を守るために共通して効果的な対策をまとめました。

詳細については、最終ページ記載HPから冊子版をご覧ください。

方向性

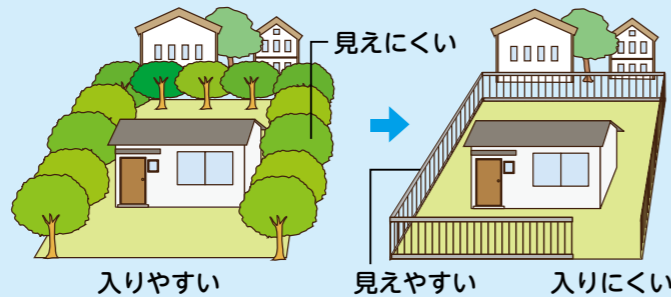
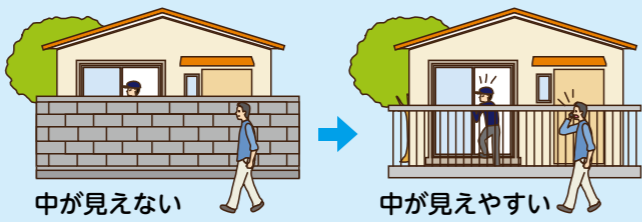
犯罪の起きやすい環境に着目し、犯罪を誘発する要因を除去することで、「犯罪が起きにくい環境づくり」を目指します。

1 「入りやすく、見えやすい」環境づくり

犯罪者は、「誰かに見られないか」「仮に見つかった場合に逃げる場所があるか」といったことを考えながら犯罪を行います。

そのため、見えにくい場所や入りやすい場所（つまり逃げやすい場所）を犯罪者は好む傾向がありますので、その逆である「入りやすく、見えやすい」場所が多いまちづくりを目指します。

なお、物理的な見えやすさだけでなく、「地域活動が盛んにおこなわれている」等心理的に目が行き届いていることも犯罪の抑止につながります。



2 多様な主体との連携

防犯の基本理念である「自らの安全は自らが守る、地域の安全は地域で守る」に基づき、県民、事業者、防犯団体など、地域が一体となって防犯活動を行うことで、犯罪の起きにくい環境づくりを目指します。



基本的な5つの考え方

1 照度, 見通しの確保

犯罪者は「誰かに見られているかもしれない」と思うと犯罪を思いとどまります。

- 夜間でも人の行動を視認できるよう防犯灯を設置。
- 街路樹は見通しがきくよう、低木か、樹冠の高い木に。
- ブロック塀より、見通しのよい柵の方が効果的。



3 犯罪被害対象の防犯能力の向上

犯罪被害にあわないよう人や物の防犯力を向上させます。

- 夜間でも人の行動を視認できるよう防犯灯を設置。
- 日頃から防犯の意識を高めるため、被害防止教育等を行う。(特に子ども・女性・高齢者・外国人等配慮が必要な方に対して実施)
- 「車にイモビライザー(電子的なキーの照合システム)をつける」、「窓ガラスに防犯フィルムを貼る」、「玄関に補助錠をつける」等、防犯性を高める。

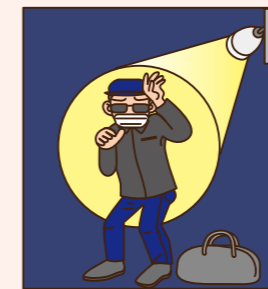


5 防犯設備の効果的な活用

防犯カメラや防犯灯、防犯警報設備等を効果的に活用し、犯罪の未然防止に努めましょう。

※防犯設備(ハード面)を効果的に活用するためには、人的な防犯活動(ソフト面)の充実が不可欠です!

※防犯カメラにつきましては、「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」をご参照ください。



宮城 防犯カメラ 検索

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kyosha/bouhankamera.html>



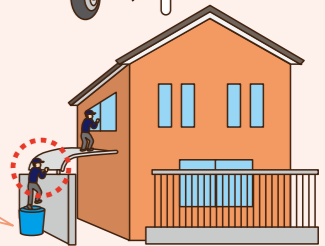
2 犯罪被害対象への犯罪企図者の接近の防止

犯罪を起こそうとしている人が、物理的に近づけないようにすれば、自ずと犯罪被害にあふ確率が減少します。

- ガードレール等を設置し、バイク等によるひたくりが近づけないようにする。
- 駐車場等柵等で周囲を区分する。



柵を足がかりに2階によじ登られないよう注意!



4 地域住民等の連携の強化

地域住民たちが「自分たちのまち」であるという意識を持ってコミュニティを形成し、連帯感が醸成されることで、犯罪を起こそうとする人に「不審な行動をすれば目立ってしまう」と思わせます。

- 防犯活動だけでなく、清掃活動等も行う。
- ゴミや落書き放置されていると犯罪が発生しやすくなります。(割れ窓理論)
- 事業者のCSR活動と連携して防犯活動を行う。



防犯指針の活用方法

ステップ1

冊子の最後に添付されている「チェック票」を活用して、危ない箇所をチェックします。

ステップ2

チェック票で充分でない項目については、チェック票の確認項目欄に記載されているページを確認し、防犯対策を講じます。

ステップ3

定期的に「チェック票」を活用した安全対策が維持されているか確認するとともに、実際に防犯訓練を実施する等、防犯力を高めます。